

第6期 第8回与謝野町子ども・子育て会議

会 議 報 告 書

日 時	令和6年11月27日（水）午後7時30分から午後9時30分まで
会 場	元気館2階 農事研修室
出 席 者	別添名簿のとおり（出席：13名 欠席：5名）
配布資料	◇会議資料：次第、資料1…第3期子ども・子育て支援事業計画策定（素案）について、資料2…野田川地域のこども園、保育所について、資料3…野田川地域認定こども園に係る進捗状況
会議要点	◇議事 ➤ 第3期子ども・子育て支援事業計画策定（素案）について ➤ 野田川地域のこども園、保育所について ➤ 野田川地域認定こども園に係る進捗状況 ➤ 学童保育所の状況について ➤ その他
議事要旨	下記のとおり

1. 開会

2. 会長挨拶

第3期のこども・子育て支援計画策定についての説明、野田川地域のこども園、保育所について、野田川地域認定こども園に係る進捗状況について、学童保育所の状況についての4つの議題について皆さんと、限られた時間ではありますが本日もどうぞよろしくお願いいたします。

3. 議題

1) 第3期子ども・子育て支援事業計画策定（素案）について

（事務局）

第3期与謝野町子ども・子育て支援事業計画素案につきまして、全体の構成等、現計画である、第2期計画から変わった部分についてご説明いたします。

目次の構成としましては、第2期計画と同じ構成になっています。

第1部の総論から、第2部事業計画、第3部基本目標別の施策事業、第4部計

画の推進体制という4部構成に加え、最後に資料編を付けます。

多様な計画の構成としては、第1部から第4部の資料編という構成になっております。

第1部総論のポイント部分のみ説明いたします。

第1章計画の策定にあたっては、計画策定の趣旨でございます。(1)町のこれまでの取り組みで、現計画を令和2年3月に策定を行い、今年度は計画の最終年度となっております。

妊娠から子育て期だけの施策事業を町として展開に努めてまいります。

(2)は国の動向を文章としてまとめたものです。

2ページ以降に国の法制度の改正等の概要を記載しております。

1ページの下段、(3)第3期計画の策定の趣旨で、第2期計画が令和6年度で終了することで、事業実績、町民ニーズを踏まえ、国の法制度が大きく動いており、その動きと改正等を踏まえ、第3期の計画を策定し、町の1人1人のお子さんが健やかに成長することができ、子育て家庭が安心して子育てできる環境作りを推進する趣旨の計画です。

6ページでは、2の計画の位置づけで、根拠となる法律、町の上位の計画である総合計画との関係性を6ページに整理しております。

7ページでは、3計画の期間ということで、第3期計画は令和7年度から11年度までの5ヶ年計画となり、令和9年度に中間見直しを行います。

後ほど計画の中で出てきます、各事業の目標値を設定しており、中間見直しにおいて事業の実績と、計画の見込みを照らし合わせ、見込みがずれているものについては、中間見直しの時期に見直しを行う計画となっています。

8ページでは、第2章、町の少子化等の動向と子育て世帯の状況を総計し量、あるいは昨年度実施したニーズ調査の主な結果を抜粋し記載しています。

9ページでは、皆様ご承知の通り児童人口が減少傾向にあります。

令和7年から11年度までの推計を行いました、今後もグラフにあります通り、年齢区分を細かく分け、グラフを記載しております。

いずれの年齢区分も減少傾向で推移する見通しとなっています。

こういった少子化の状況を踏まえ、各事業の見込みを立てていきます。

34ページでは、第3章計画の基本的な考え方です。

まず1、基本理念としましては、第2期計画を踏襲し子育てがこの町で、全ての子供が良質な教育保育を受けられ、健やかな育ちが保障される町。

豊かな自然に恵まれた環境の中で、安心して子供を産み育てられる町。

町を地域住民との協働のもとで、目指すという方向性は一貫して変わらないということで計画を踏襲し、基本理念を設定しています。

2、基本方針については、(1)から(5)までの子供を権利の主体として今とこれからの最善の利益を図る、若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望を支援するまでの五つの基本方針を設定した上で、36ページ基本目標として六つの基本目標を設定しています。

この基本目標ごとに、町としての政策事業を展開していく計画になっています。

38ページでは、施策の体系では、基本的に第2期計画と同様の基本目標、政策の方向を設定していますが、基本目標6、要保護児童への対応などきめ細かな取り組みを推進し、子供の貧困対策に関してのみ、第3期計画で新たに追加した施策の方向となっています。

子供の貧困対策については教育の支援から、あるいは保護者の就労支援といく

つかの項目に分け、町として展開していく事業を整理しています。

それでは第2部 事業計画につきまして説明します。

事業計画は、第1章にあります教育保育の提供区域。町でいいますと3地域に分け、認定こども園整備をしていく、整備している、今後整備していくという方向性なので、3地域を教育保育の提供区域として設定をしているのが、町の特徴です。

40ページからは、子ども支援事業計画は、第2章 幼児期の教育・保育の量の見込みと提供体制ということで、令和7年度から11年度まで、どのくらいの教育保育の需要が見込まれるのかという量の見込みと、町として、それに対応する提供体制を設定していくという計画になります。

幼児期の教育保育いわゆる、認定こども園等を利用される事業がどのくらいの見込みなのか。

どこで児童の受け入れを図っていくかという計画になります。

46ページでは、計画において、地域子ども・子育て支援事業と呼ばれる町の事業量の見込みと提供体制も設定していく必要があります。

今回は、第2期計画と異なり、新たに追加をする、追加して記載する事業がいくつかありますので説明します。

46ページでは、国の法改正に基づく、新規事業が設定されています。

その新規事業が全部で6事業あり、この事業はあくまで国の事業メニューであり、町が検討され、この事業は必要だと考えるものについて実施をしていく、あるいは計画を立て実施していくことになりますので、出てる事業全て町が実施するわけではありません。

町として新たに実施する事業について説明します。

54ページの(14)以降が、今回の第3期計画から新たに記載をする事業になります。

まず一つ目、妊婦等包括相談支援事業です。妊娠届時に妊娠8ヶ月前後、出生届から前後訪問までの間の3つのタイミングでの面談を実施し、伴走型までずっと寄り添い相談支援を行っていく事業です。

こちらは既存の事業ですが、今回の第3期計画から需要の見込み等を設定する事業となっております。こちらは既存でも実施しており、今後町として実施していく方向性となっております。

次に産後ケア事業です。出産後の母子に対し、心身のケアとか、育児のサポートを行う事業で、三つの種類があります。

ショートステイ型と呼ばれる宿泊によるケアを行うもの、デイサービス型と呼ばれる通所で行うもの、もう一つ訪問型がありますが、町はショートステイ型とデイサービス型、いわゆる宿泊と日帰りによる事業を実施する計画としています。

デイサービス型は個別で行う形と、集団で行う形の2種類がございます。

55ページでは、新規事業になり令和8年度から全国で実施される乳児等通園支援事業、いわゆるこども誰でも通園制度と言われるものです。国の算定基準に基づき、どれくらい必要な定員数があるのかという量の見込みを設定し、全て確保するという内容になっています。

令和8年度から実施する事業ですので、令和7年度にどのような実施体制を確保し、8年度から実施していくかを、次年度に町として検討していく形になります。

(17)(18)は、計画期間中に町として事業の実施を見込んでいない事業になります。

ます。

56 ページでは、新規事業で親子関係形成支援事業と呼ばれるものです。いわゆるペアレントトレーニングと呼ばれるものを実施する。子育てに困り感を持った保護者を対象に虐待の未然防止という目的に基づいて、同じ悩みを抱える保護者同士の情報交換の場を設ける事業で、事業の見込みを立てています。

58 ページでは、第3部ということで基本目標別の施策事業を六つの基本目標別に町でどういう事業を実施していくか、どういう内容で実施していくかというものを整理したものです。

82 ページでは、4、子供の貧困対策の推進ということで、教育の支援、生活の支援、保護者に対する就労の支援、経済的支援、民間団体の活動支援ということで、子供の貧困の解消に向けた町として今後実施していく事業を整理した内容としています。

第4部として、計画の推進体制をどういう形でこの計画を推進していくかという内容となっています。以上、第3期与謝野町子ども子育て支援事業の素案の主なポイントについての説明となります。

(意見)

前の計画書では、第二部事業計画の区域設定のところに図が入っていたが、3地区の区域設定ということで、入れられた方が3区域がよく分かると思いました。

41 ページの、見込み数で子供たちの保育の見込み数が書かれていますが、この見込み数自体はどういうふうに設定されているのかお尋ねしたいと思います。

国の事業で実施しない事業もプランには載っているわけだが、実施しないプランも支援事業計画には載せておく必要があるのか、全国的にはあるが、今現在実施はしないが政策を設けておく必要性があるのか、お尋ねしたいと思います。

(回答)

区域設定3地域の図が現計画には載っておりませんでしたので、追加をさせていただきます。

幼児期の教育保育の量の見込みと、確保方を設定している表になります。量の見込みにつきましては、先ほどご説明した推計児童人口。例えば1号、2号部分は、年齢で言うと3から5歳までの児童を対象としています。3号認定は0歳、1歳、2歳と分け、国際的に量の見込みを設定しなければいけないことが国の手引きで決まっています。3から5歳の人口がどうなっていくか、0、1、2歳がどうなっていくのが基本にあり、過去5年、令和2年から令和6年度までの児童人口に対し、1号認定の数の割合、2号認定の数の割合、利用率を出し、保育を必要とする児童の人口に対する割合が伸びているか、伸びてないか。1号は幼稚園、認定こども園も含めます、教育ニーズのあるご家庭が利用する対象となるので、教育ニーズのある児童の割合が、令和2年から6年にかけて増えているか減っているかを算出し、増えているのであれば今後伸びていく事となります。

例えば2号、3号は女性の就業率が伸びれば伸びるほど保育ニーズが高まっていくので、お母さん方の働く割合、あるいはパートではなくフルタイムで働く割合が今後伸びるだろうという見込みを立て、その割合は11年度にはどれぐらいの割合になっているかの推計を行います。

推計した令和11年度の利用率を推計児童人口に掛け、この量の見込みを算定する仕方としています。

簡単に言うと1号教育のニーズは減っていくのではないかと、2号3号は利用率としては増えるが、児童人口自体が減っているため、数が増えるわけではない。

普通に児童人口通りに減らしたらもっと減るが、ニーズは人口比率が増えているのでその分減少幅が抑えられる考えになります。

あとにつきましては、横ばいそれだけ利用人数伸びているという見方ができると思います。

P55 から P56 にあります事業は他の自治体では新規事業として実施する自治体もあれば、実施しない自治体もあります。ただ、この計画の記載の形としては、国の事業メニューを考案し、その事業について町としての考え方をきちんと計画に記載しており、対象となる世帯、児童が出てきた場合、この事業を実施しなければならぬ可能性もあり、決して現段階では実施する予定がないものについても、このような形で計画に記載することが一般的な形ではないかなと考えます。

(意見)

日本の人口もだいぶ減ってきている。町の総合計画も、2045 に向けかなりのペースで減っていく、それは年配の方が減られる事もあると思うが、そもそも人口が減っていく、労働者数、労働人口が減っていくということ、この辺りの数字が根拠を持つのでいいのか。

見通しとして、妥当なものなのかと思うが何か同じようなものは動き出しているのか。

(回答)

日本の人口推計をどうやって出しているか、4 つしか要因はありません。

生まれるか死ぬか、転入するか転出するか、の 4 つしかなくい。

コントロールできるのは転入転出でこれについては、何かの政策でコントロールできるが、健康政策を頑張れば寿命が延びる事もあります、お亡くなりになる方はあまりコントロールできません。

出生人数、これは語弊があったらすいません。

男女差別を言うつもりはないが、男は子供が産めない、女性の適齢期の方の人数がいかに多いか少ないかによって子供の人数が決まります。

最近では晩婚化があり、結婚しない方も増えてきてます。

昔であれば、兄弟 3、4 人が普通にであったが、今では 1、2 人、確実に減ります。

お父さんとお母さん 2 人居て、1 人しか産まないことは人口の少子化が進んでいきます。

今の社会情勢により日本全国人口が減っていています。

都会から離れた地域は、高校を卒業し都会に出て行く人が丹後地方は多い状況になっている、死亡される、生まれる、転入する、転出するの傾向を出し、それを年次的に掛けていくと下がっていく推計な仕組みになっています。

人口推計は、ほぼ当たると思います。このトレンドを変えようと思うと 2 世代から 3 世代ぐらいかかり、今日明日 10 年後何かすごく傾向があるという事は無いと言い切られています。すごく長い取り組みをして長いスパンで地道に人口増加政策をやらなはいけない。

(意見)

与謝野町の子育てが進んでいる大事なところが含まれていると思って聞いているが、やっぱりこの数字に込められた中に、この施策の重みが出てくるんじゃないかと思って見た場合、48 ページ、乳児健康保険審査があり、14 回の検診という、第 2 期では、妊娠届出見込みに 14 を掛け数字が利用回数で出ていた。見込み人数全てに 14 回来てもらうような利用回数が設定されていたが、実態に合った数として減らしてあり、これはこれでいいのかと思う。

それと養育支援訪問事業、与謝野町の場合は4ヶ月までの子供たちの家庭を訪問する乳児の前後訪問事業は実施されており、養育支援が必要な子供たちには、適切な養育を支援していくことで、訪問事業されているが、今の実態として3人とか、思ったより少数かと思っています。

もっとたくさんの子供たちが早い時期に、厚い手当をしていれば、もう少し適切な支援が行われ受けられていたのではないかと、早い段階で行政と比べ、他所と連携が進んでいけば良いと思った。

(回答)

妊婦健康診査の量の見込みですが、実際のところ14回必ずしも利用をするとは限らない形にしており、妊娠届出数ではなく延べ利用回数を妊娠届出数で割り、1人当たりの利用回数としています。

実績に基づいて算出し、概ね見込みを立て掛け算をし、延べ利用回数を出しています。

第2期は単純に掛ける14としてしまったんだと思いますが、今回は実態に合わせた数字として業務の方を設定いたします。

(回答)

ふたつ目の質問についてです。

乳幼児全戸訪問は、昔赤ちゃん訪問ということで、実施させていただいたものを国の補助金関係により、年齢で乳幼児の前後訪問で確実に100%出させていただいています。

その数がすごく少ないため考えていかなければいけないため、出生数が下がってきており、このような見込み量です。

(意見)

療育支援訪問はどうですか？

(回答)

訪問が必要な方、必要なご家庭へ出させていただき実施しています。養育支援となっているが、自宅ではなく会場に来ていただきます。

(意見)

訪問が必要な方、どうなのでしょう？

大体このぐらいの率で見込みとして十分な取り組みと理解したらいいか。

(回答)

実績数ですので、十分かどうか、もっと頑張っていかなければいけないことかもしれません。何とか必要な方には必ず訪問で対応した方が良い方もおられますので、この方についての実績数です。

(意見)

例えば多くなったら臨機応変に対応するのか。

(回答)

そうです。

(意見)

例えば支援センターで怒りとかお悩みの相談窓口がありカウンセリングされるが、人前でつい手が出てしまうお母さんが困ってる方もある。

予約されても3か月半待ちで、その3か月半待ちのカウンセリングでは、対応も含め実際の対応が知りたい。

児童虐待に関する相談体制の充実ということで、子どもは子ども、行き過ぎたら保護しなくてはならないし、保護者は保護者で危なかったら切り離さなくては仕方がないところですね。

(回答)

児童虐待防止対策についてですが、悩んでおられるお母さんについての対応をどうしていくかということですが、児童が虐待を受けている場合は、全てのお母さん全てのお父さんが悩んでおられることが多いので、児童相談所など、直接両親面談に入っていただき、両親と面談をしていくことを重ね、長い期間になる事が多いが、主に児童相談所の方から指導であったりトレーニングを受けるなどの対応をとっている。

(意見)

児童相談所がカウンセラーとして入ってるということですか？

(回答)

児童相談所がカウンセラーとして入っている場合もありますが、町の場合は児童相談所と連携をしており、何か起こると児童相談所に連絡をしている。

入口が様々で警察から連絡が入る場合もあります。その場合、警察から児童相談所と役場の両方に連絡が入ります。

何か起こる前から悩んでおられる場合は、町はクローバールームという相談室で子供やお母さん、お父さんの悩みをお聞きしクローバールームで対応させていただいています。

(意見)

クローバールームは、どういう資格を持ったカウンセラーさんですか。

(回答)

クローバールームでは3名の相談員にお願いしており、お1人が臨床心理士で専門の方です。あと2人は養護教諭で保健の先生を退職された方にお世話になってます。もうひとつ方は指導教室の先生で言葉の教室の先生が退職された方からお願いしており、現在3名の相談員にお願いし、常時対応ができるようにしています。

(意見)

家庭センター事業は全ての子育て世帯に対し、相談支援をその機関ということですが、すごいことだと思いますが、出来事が起こった事も含め、その担当者が決まるのか。該当する家庭は誰が担当する、カルテみたいな感じでできるのか。

(回答)

個別にカルテもあるが、担当が決まること多いです。保健師が担当であったり、保健所は元々地域の担当制を敷いておりこの地域で起こったこと、この地域で生まれたお子さんについては、保健師の担当制をとっている。

(意見)

子育て支援員を連動しているか。

(回答)

場合によっては連携することがあります。児童虐待では、要保護児童対策地域委員会から上がってくるケースでは、町の場合150件程度のケースが続いており、その全てについて、見守りと各家庭への支援をしていくか検討を進めています。家庭によっては何度も家庭訪問させていただき、児童相談所が面談をされる家庭もあります。

しばらく見守りを続け大丈夫と判断でき集結するのが一番良いが、集結してもすぐに要対応のケースに搭載されることもあります。

注意深く見守りを続けておりますが、現在140名程度のお子さんまたは家庭について管理をしています。

(意見)

ペアレントトレーニングというのは、トレーニングを準備されているのか。

(回答)

こちらは町独自で行うことができておりません、全て京都府にお世話になっており、児童相談所を通じてお世話になっています。

(意見)

こども家庭センターと地域子育て相談機関はどのような連携となっているのか、こども家庭センターではサポートプランを作成して支援にあたるとあるが、このサポートプランはどういうものか教えてください。

(回答)

こども家庭センターを設置したところで、地域子育て相談機関とサポートプランについては、現在どう進めていくか課内で協議を進めている最中です。

今後、協議や連携の方法を協議することになると思います。

(意見)

これは絶対に設置しないといけない相談機関ですか。

(回答)

新規事業、地域子育て相談機関については、設置する自治体もあれば、既存の子育て支援センターと類似する事業になるので、既存の子育て支援センターが各地域に配置されているから置かない自治体もある状況です。

(意見)

新規事業となっていくと実際どこに相談すれば良いのか分かりづらい構図になっていくと、どこへ相談すれば良いのかと思う。4月の広報でこども家庭センターの運営が出ていたが、子育て支援センターがどう関わるのか、どう連携し、みんなが使いやすい場所とするのが一番良いと思う。

子育て世代の方に届くようにしていくことが書いてあり、事業を全部見て子育て世帯の方が全て理解するのは、なかなか難しいと思う。

(回答)

子育て相談機関としては複数の機関、複数の団体で、また直営の部分についても十分に機能として果たしている。

ただ、今ご質問いただいています地域子育て相談機関に当たるのか、町でうまく当てはめることができていません。

こども家庭センターを作ったので、あとは漏れなく実施できるように、新規の事業で努力義務ではあるが、今までの事業と新規の事業として位置づけられている事業をどのように繋いでいくか、どう進めていくかを今考えています。

(意見)

今度パブリックコメントを出すので、方向性を決めないと書いてあるが結局は中身無いでは具合が悪いと思います。

町民の皆さん、どういう相談センターがあるのか、結局そんなもんありません。まだ何も決まってませんではちょっと困る。

(意見)

京都府が子育て経験のある人たちに、子育て支援員にならないかと、働きかけもしており、養成講座に出てくださいと言われた1人です、それがこの家庭支援員とその辺に繋がってきたんだと、点と点が結ばれた感じがするが支援センターがその相談業務に関わるか、既にある事業のところが担える準備ができているのではないかと思います。これを全て行政で保健師等が全部見ないといけないとなると相当な負担がある。

だから何かそれを見越し京都府は、子育て経験のあるお母さんに支援員になっ

ていただく養成講座を毎年されてました。

その辺の連携を取っていけばいいと思い話を聞いていた。

(回答)

野田川子育て支援センターです。

今の子育て支援員ですが、指導員もこの養成講座を受け子育て支援員になります。

事業では、リフレッシュケアが京都府の中でも少ないです。

それに、指導員も子育て支援員になったので、今度の4ヶ月3ヶ月、ぐらいから7ヶ月ぐらいまでのお子さんとお母さんに関わりながら、それで子育て支援センターもある、支援センターに行けば、他のお母さんたちと相談したりゆっくり遊べることも等も伝えています。

(意見)

民間の方が担ってるって話ですか。

(回答)

保健師の方からこういう養成講座があるので子育て支援員さん、指導員さんにお願ひできないかと指導員が依頼を受け、去年この養成講座を受け、支援員になっています

(意見)

いわゆる外に触れてきたわけですけど、町は今のお話でいくと外に出すという話ですか。

(回答)

子育て支援員につきましては町内にも多く、研修を受け資格をお持ちの方がいらっしゃることは承知していますので、その方が所属しておられる団体であったり、町の事業に参加していただいたりすることで協力をお願いしている。

これからもお願いしていくことではあります。こども家庭センターというのが新しくできた機関と言うか、子育て応援課の中にあるセンターで、元々子ども家庭総合支援拠点といいます、児童福祉の分野と子育て世代包括支援センターを職員と一緒にやってこども家庭センターを作りましたので、実は子ども家庭総合支援拠点も子育て世代包括支援センターもこれまでから子育て応援課の中で実施しており、どちらの拠点もセミナーも子育て応援課の中にこれまでからありました。

内容については、全て網羅できておりますが、これがこども家庭センターになったことにより、地域子育て相談支援機関というものが、今実施していることのどこに当たるのか、どこに当てたら良いのか以前の体制のままそれぞれの子ども家庭総合支援拠点と子育て世代包括支援センターがやってきた名称であり、機関であったままになってますので、こども家庭センターのこれからのあり方にまとめいき、今からやっていかないと駄目というところです。

その最たるものが今、子育て応援の中でも話題にしている、サポートプランにつきまして、これまでの母子保健の関係で保健師が全員のお子さんについてのカルテを持っておりました。これを児童福祉と結びつけ、どのようにサポートプランの様式を設定すれば良いのか、どのような管理をすれば良いのかということをや日々協議している最中です。

(意見)

今まで子育て支援センターが担ってきたことが、1歳になったら保育園に預ける保護者が多くなり、支援センターの利用者減ってくることになりそうで、その部分を子ども家庭支援拠点及び子育て世代包括支援センターが、こども家庭セン

ター事業というふうになんか名前を変えてと私は思ったが、子育て支援センターがお母さん同士の仲間作りをする場所であり、自分が本当に困ったことを友達に相談できる、そういう場であったと思う、そういった仲間作りができる子育て支援センターを利用するお母さん方が、子どもが1歳になれば仕事を見つけ就職するという家庭を支援していくという意味だと思っていたが、この子育て支援センターの役割で働くお母さんたちに支援してるのか、何か考えていけないのではないかと思う。ちょっとした相談業務で働き始めたお母さんが、フルで働くとかわい子子供がかわいくなると感じ、いろいろ聞くことも増えてきました。

お母さんだけの時間を過ごしリラックスして、子どもがかわいくなって思えることがなかなか厳しくなってきたと思う。その辺を考えた方がいいのかと思いました。

(回答)

今後も考えますし、利用の人数が減ってきたとはいえ、以前この会議の場でもご発言あったかと思うが、確かに少子化について町でも避けては通れない問題になっています。

そこで少子化もあり子どもの数では、子育て支援センターだけ見ると、子育て支援センターを利用される方は減っているが、実は岩滝についてはより良い子育て支援センターについては減ることはないんだよということを教えていただいたことがあり記憶しています。

確かに数字でも出ており、全体的に少子化が進んでいるが、これはこども園の整備のための説明会でよくお話をさせていただくことであるが、3歳児、4歳児、5歳児、乳児の部分については、子どもが減ってきているが、逆に0歳児、1歳児、2歳児、未満児と言われる方々については、逆に子どもさんの数全体を見ると少ないが、そこに預けたいと思われる親御さんは増えてきた。

利用が実は減っていない。ということもあり皆さんに対する支援、サービスがとても希望が多いというところもあります。

これからの社会、子育て世帯の希望をいろいろとお聞きしながら考えていけないことではありますが、冒頭にこども家庭センターは今までの子育て支援センターが変わったことかなとおっしゃいましたが、そうでは無く子育て応援課で言うと、こども応援係、家庭応援係で行っている事業全てを子ども家庭センターでまとめて行っていくこととなっております。

子ども子育て支援センターだけが子ども家庭センターになったわけではありません。

(意見)

すごく困っていることが、アンケート結果でもわかり自分を責めてるお母さんも多いと思う。

きめ細かな家庭支援は大事だと思います。

(回答)

そうですね、そういったあたりを具体的に考えます。

(意見)

第3部について第2期と第3期で変更されていることはあるか。

(回答)

変わっております。

(意見)

どこがどう変わってますか、説明してください。

(回答)

第3部基本目標別の施策事業、第1章地域における子育て支援という形でそれぞれ基本目標を設けています。

例えば、地域における子育て支援サービスの充実、その充実の方針の内容も変わっております。

また、表で示しております事業については、第2期と同じ事業が載っている場合もありますが、中には第2期の継続もあり、変わらないものもあります。

例えば58ページの地域における子育て支援サービスの充実でいうと、一つ目のこども家庭センター事業は第2期の段階ではなかったもので、新たに加わっています。

ただし新規事業ではなく、4月に子ども家庭センターを開設しておりますので、新規事業という言葉はつけておりません。次の地域子育て相談機関の設置は、新規事業で今回新たに加わっております。

他の新規事業では、令和7年度以降、実施する方向で調査を行い、各課に課題があり事業によっては大きく内容が変わってきます。

(意見)

新規事業が若干入るものの、看板事業の書き換え、事業の目的に対し内容自体について担当課で見直しが入ったわけですね。

どんな事業を表しているのか。

(回答)

町ではたくさんの事業を実施しております、その中には、何年度まで実施する事業、利用者、参加者が見込めない事業については、国の制度に基づき今年度で終わったもの、第2期の計画ではあったが、今回の計画には載せていない事業もあります。

町として実質受けられない事業もいくつかあります。

(意見)

第4部の第4章で、子どもの意見聴取と聞き取り等の反映ということで、やっと子どもたちの意見を聞いてもらえる。

子供を真ん中に置いていることが表れていると思いながら感慨深く読みました。このアンケート調査や聞き取り調査等によって具体的には、こういった方法で、こんなふうになるということは、きっとこれから煮詰めていかれると思います。

ただ小中学校、本当に忙しい毎日を送っている中で、事業計画については学校教育側や他の先生方へ意見も聞いておられると思うが、負担にならないように子どもたちのために生かされることを望んでいます。

2) 野田川地域のこども園、保育所について

(事務局)

野田川地域のこども園保育所について、前回の子ども子育て会議以降の動きについて簡単にご報告をさせていただきます。

8月に策定させていただいております、与謝野町立(仮称)野田川地域認定こども園整備基本計画について、第二次与謝野町総合計画に基づき、子ども子育て支援事業計画がございます。その中に書いておりますのが、これまで皆様にお願ひしておりました与謝野町幼保連携型認定こども園整備計画基本構想、今回お渡しした、与謝野町立(仮称)野田川地域認定こども園整備基本計画となっております。

この与謝野町立野田川地域認定こども園基本計画につきまして、この計画をもって野田川地域の保育所2園と石川区役員様、野田川地域住民様への進捗状況の

報告会を8月に行い、その後、9月の議会におきまして、野田川地域の認定こども園建設予定地である、現在の石川保育所周辺の農地の購入のための補正予算をお認めいただきました。

地権者様との交渉を行い、10月末までに全ての地権者様との契約（この時点では仮契約となる）、締結をすることができました。この後11月7日の臨時議会におきまして財産土地の取得について認めていただきました。

野田川地域の認定こども園につきましては、現在の石川保育所とその周辺の農地に建設することが決定しました。

令和9年度中の開園を目指し計画を進めていきます。

野田川地域のこども園、保育所について山田保育所および石川保育所のこども園への移行について説明をさせていただきます。令和6年度末をもって山田保育所および石川保育所を閉所させていただき、令和7年度から現山田保育所の園舎を活用した幼保連携型認定こども園、のだがわ第2こども園を開園することとしております。

現在開園に向け、トイレや空調等の改修を行っています。

また保育所がこども園になること、人数が増えること、友達や先生が変わることなど子どもたち、先生方にとっても激変することがないように、激変の緩和となるように今年度は1ヶ月に1回程度2園（山田保育所と石川保育所）の幼児クラスの交流事業を進めております。令和7年度にのだがわ第2こども園の運営開始、令和9年度中の野田川地域認定こども園の整備に向けて計画を進めていきます。

両保育所を集約したこども園化につきましては、昨年度令和5年度のこども園整備に係る説明会において、のだがわこども園、山田保育所、石川保育所の保護者にはお話をしております。

また令和6年度におきましても、現在10月と11月にこども園移行に係る説明会を行っており、保護者からこども園に移行することについての反対意見等はなく、保護者からのご理解はいただけていると考えております。

また関連し、12月の議会におきまして、こども園条例を改正し、条例の中にのだがわ第2こども園を明記する改正を行うこととしております。

条例が可決後、正式に名称が決定することとなりますが、今回の名称につきましては、選定委員会等での協議は行わず町が示した名称を議会で承認をいただくものです。

10月、11月に行いました保護者説明会では、名称についても報告をさせていただいており、特に意見等はなくご理解とご認識をいただいております。

山田保育所、石川保育所の閉園により、町立の保育所が全て廃止となりますので、与謝野町立保育園保育所条例を廃止します。定員につきましても、来年度より見直すこととしております。今回協議いただきました子ども子育て支援事業計画における保育の量の確保数につきましては、定員変更後の数字で確保可能な数値としています。かえでこども園、つばきこども園については、定員の180名を160名に修正、のだがわこども園については150名から120名に変更します。

のだがわ第2こども園は120名の定員とする方向で進めており、町立園のトータルの定員は690人から560名へと減らします。

なお3月末の入園数の見込みは508名となっております。

次にこどもの森保育園についてです。

認可保育所への移行に係る進捗について報告します。

現在、NP0法人こどもの森保育園では、三河内地区、旧三河内幼稚園舎におい

て、認可外保育所と小規模保育園を運営いただいております、これまでから認可保育所の設置を目指し活動されており、本年10月に京都府から認可保育所設置の内示がありました。

令和7年4月からの認可保育所の開園に向け、現在認可における必須の条件となる、社会福祉法人の取得申請の手続きを進めておられ、社会福祉法人格が取得できれば、認可外保育所と小規模保育園を統合され、与謝野町に認可保育所が開設される運びとなります。

社会福祉法人化の可否の決定については、令和7年の2月から3月ごろになると聞いており、子ども子育て会議の皆様には、新たな情報については、共有させていただきます。

3) 野田川地域認定こども園に係る進捗状況について (事務局)

用地の確保ということで先ほど報告しましたが、用地交渉を終え契約も済ませております。

農地転用許可後所有権移転登記をさせていただきます。

敷地造成、石川保育所解体、新園舎建設は、年明けには各工事に係る設計業務を発注します。

造成に係る設計業務を半年ほどかけ、その後土地の造成工事をしていきます。

石川保育所の解体に係る設計を発注し、令和7年度中には解体工事に関わっていきたいと考えています。

新園舎設計については、年明けに発注し設計期間を長くっておりますが、基本設計、実施設計という段階を経て設計と協議を済ませ、新園舎の建築工事に入って行きたいと考えています。

新園舎設計業務につきましては、施設整備検討委員会を立ち上げ具体的な設計、園の整備に係る基本方針や配置、登校ルートの設定などについて協力いただきたいと思います。

施設整備検討委員会は、保護者の代表、地元地区の代表者などで構成したいと考えています。

隣接家屋の調査は、各工事にかかる振動などによる家屋の状態等に被害が及ばないか調査をしたいと考えています。

4) 学童保育の状況について (事務局)

学童保育所については、小学生が対象で共働きで自宅では保育ができない家庭が対象になります。一番の問題は希望しても入れない子どもがいます。

三河内学童保育所と石川の学童保育所は、施設自体が古いこともあり、来年度施設整備に向けて動いています。

12月議会の議決をいただき、定員を増やす方向で進めている状況です。

5) その他 (事務局)

本日の第3期与謝野町子ども・子育て支援事業計画素案に対し、ご意見いただきました。

一定事務局でお預かりさせていただきまとめさせていただきます。

今後の予定ですが1月に入りましたら、素案をホームページに掲載しパブリッ

クコメントを実施します。

その後コメントと当会議においてご質問、ご提案いただきました内容を踏まえて3月に最終的に計画案としてご提案させていただき、子育て会議の承認をもって計画策定とし進めていきたいと考えておりますのでご理解をしていただきたく思います。

4. 閉会

子どもたちを取り巻く子育て環境について、この子育て支援計画は考えて出来てるものです。

足りないと思った方は、パブリックコメントに投稿していただけたらと思います。